

第 37 回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年7月16日(木) 午前9時～午前10時29分

2. 開催場所 いきいきセンターくりの郷 研修室1. 2

3. 出席委員 13名

会長

会長代理 1番 梶 重明

委員 2番 福島 昌信 9番 神掛 ちず子

4番 園山 秀国 10番 中尾 隆

5番 高橋 慶生 11番 竹ノ内 春則

6番 前田 格男 12番 興邊 雄次

7番 清水 隆一 13番 上水流 政俊

8番 萩原 とよ子 14番 山口 華

4. 欠席委員 15番 重村 耕一郎

5. 議事日程

(1) 開 会

(2) 議事日程について

(3) 議事録署名委員の指名について

(4) 会期の決定について

(5) 事務局報告

① 合意解約申出書 (9 件)

② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (5 件)

(6) 付議事件及び順序について

日程第1 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について (議案 1 件)

日程第2 農地法第3条の規定による許可申請について (議案 1 4 件)

日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について (議案 1 件)

日程第4 農地法第5条の規定による許可申請について (議案 2 件)

日程第5 非農地証明願の申請審議について (議案 2 件)

日程第6 地域計画の変更に対する意見決定について (議案 1 件)

(7) その他農政一般事項

(8) 閉 会

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長

農地係長兼管理調整係長

主 査

事務補助員

事務局 本日は、重村会長が所用により欠席のため、梶会長代理に議長をお願いいたします。

議長 ただ今から、第 37 回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。

議長 本日は、重村会長 が所用のため出席できない旨の申し出がありました。

議長 日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議長 議事録署名委員を指名します。会議規則第 23 条第 2 項の規定により、本日の議事録署名委員は、13 番上水流委員と 14 番山口委員を指名します。

議長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日 1 日限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

議長 次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が 9 件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 1 ページになります。①合意解約申出書 9 件です。番号 1。貸人、湧水町川西 ○○○○。借人、鹿児島市 公益財団法人 鹿児島県地域振興公社。土地の所在 川西字走馬○○ 地目は田 面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、令和 2 年 2 月 1 日から令和 12 年 1 月 31 日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和 8 年 7 月 31 日。番号 2。貸人、湧水町田尾原 ○○○○。借人、鹿児島市 公益財団法人 鹿児島県地域振興公社。土地の所在 田尾原字皆田ヶ山○○ 地目は田 面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、令和 3 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日。解約の理由、土地を贈与するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和 8 年 7 月 31 日。番号 3。貸人、霧島市溝辺町 ○○○○。借人、鹿児島市 公益財団法人 鹿児島県地域振興公社。土地の所在 幸田字鍋田○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外 1 筆 計 2 筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、平成 30 年 12 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日。解約の理由、土地を贈与するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和 8 年 7 月 31 日。番号 4。貸人、湧水町恒次 ○○○○。借人、鹿児島市 公益財団法人 鹿児島県地域振興公社。土地の所在 恒次字前田○○ 地目は田 面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、令和 1 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日。解約の理由、規模縮小のため。利用権の種類、賃借権。土地の

引渡し の 時期、令和 8 年 7 月 31 日。番号 5。貸人、湧水町木場 ○○○○。借人、鹿児島市 公益財団法人 鹿児島県地域振興公社。土地の所在 木場字下佐牟田○○ 地目は畑 面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、平成 29 年 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡し の 時期、令和 8 年 7 月 31 日。番号 6。貸人、湧水町鶴丸 ○○○○。借人、伊佐市大口 ○○○○。土地の所在 鶴丸字下新田○○ 地目は田 面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、令和 5 年 2 月 24 日から令和 10 年 2 月 29 日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡し の 時期、令和 8 年 7 月 1 日。番号 7。貸人、湧水町鶴丸 ○○○○。借人、伊佐市大口 ○○○○。土地の所在 鶴丸字下新田○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外 4 筆計 5 筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、令和 5 年 2 月 24 日から令和 10 年 2 月 29 日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡し の 時期、令和 8 年 7 月 1 日。番号 8。貸人、湧水町鶴丸 ○○○○。借人、伊佐市大口 ○○○○。土地の所在 鶴丸字下新田○○ 地目は田 面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、令和 1 年 5 月 24 日から令和 11 年 4 月 30 日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡し の 時期、令和 8 年 7 月 1 日。番号 9。貸人、湧水町鶴丸 ○○○○。借人、伊佐市大口 ○○○○。土地の所在 鶴丸字下新田○○ 地目は田 面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、令和 5 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡し の 時期、令和 8 年 7 月 1 日。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議 長 ご質問ご意見等が無ければ、以上で合意解約申出書 を終わります。

議 長 次に、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書が 5 件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 3 ページです。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書が 5 件です。
番号 1。権利取得者、湧水町恒次 ○○○○。権利取得日、令和 8 年 4 月 27 日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、恒次字浜ノ場 ○○ 地目は畑 面積は○○㎡ 外 4 筆 計 5 筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号 2。権利取得者、湧水町木場 ○○○○。権利取得日、令和 8 年 5 月 1 日。取得事由、相続。権利の種類、所

有権。土地の所在、恒次字竹下〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外2筆 計3筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号3。権利取得者、岐阜県多治見市 〇〇〇〇。権利取得日、令和8年6月1日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、川西字走馬〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外5筆 計6筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号4。権利取得者、湧水町川西 〇〇〇〇。権利取得日、令和8年6月5日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、川西字走馬〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号5。権利取得者、湧水町川西 〇〇〇〇。権利取得日、令和2年9月24日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、川西字四ツ枝〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外2筆 計3筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
 (なしの声)

議 長 ご質問ご意見等が無ければ、以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。

議 長 以上で、事務局報告を終わります。

議 長

次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第490号 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について を議題とします。共有者不明農用地等の公示に係る利用権設定の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事 務 局

4ページです。日程第1 議案第490号。農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について。(1) 共有者不明農用地等に係る利用権設定について。整理番号1号です。下の地区別集計表をご覧くださいと思います。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田が〇〇㎡です。次に5ページをご覧ください。総括表です。こちら合計だけ申し上げます。賃貸借分の田が〇〇㎡です。詳細については、6ページをご確認ください。本件については、相続未登記であることから、登記名義人の配偶者と子までの探索を行いました。探索の結果については、議案参考資料の3ページ及び6ページをご覧ください。相続関係説明図です。6ページは、4筆のうち〇〇が申出人の曾祖母である〇〇〇〇さんの名義、3ページは残りの3筆が祖父である〇〇〇〇さんと祖母である〇〇〇〇さんの名義となっていることから、それぞれに關係する相関図となっております。まず6ページから説明いたします。一番左に登記名義人である〇〇〇〇さんがいらっしゃいます。その子どもである、長女の〇〇〇〇さんについては同意が得られていますが、三女の〇〇〇〇さんについては手紙を送付しましたが返事がないため同意がもらえていない状況です。また申出人の母親と姉については同意を得ておりますが、全体の持ち分の10/24しか同意がない状況です。次に3ページです。こちらについては先ほどと同じような状況ですが、全体の4/12しか同意がありません。この結果、過半の同意が得られていないことから、令和8年6月4日付で、それぞれ町の掲示板ならびに町ホームページで公示を行っております。これが議案参考資料の1ページと4ページです。そして、8月3日までの2か月の間に異議申し立てがなければ、この計画に同意したものとみなされ、農地バンクに通知を行い、県知事の認可を経て、利用権設定が可能となります。なお、農地バンクへの通知については、公示終了日から1週間をめぐりに送付する必要がありますが、その1週間の間に定例総会での意見決定をいただく時間がないことから、今回、8月3日までの公示期間中に異議申し立てがないことを条件として意見決定を行っていただきたいと思います。なお、現在までに異議申し立てはありません。以上です。

議 長

それでは、整理番号1号を審査します。整理番号1号の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号 1 号については保留とし、公示期間中に異議申し立ての有無を確認後、その承認を会長に一任することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号 1 号については保留とし、公示期間中に異議申し立ての有無を確認後、その承認を会長に一任することに決定しました。
- 議 長 以上で、農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について を終わります。

議 長

日程第2 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。
議案第491号から議案第504号までの14議案を一括上程します。事務局の
説明を求めます。

事 務 局

7ページです。日程第2 農地法第3条の規定による許可申請について。
議案第491号。権利、所有権移転。土地の所在、恒次字竹下〇〇 地目は
田 農振外 面積は〇〇㎡です。渡人、湧水町恒次 〇〇〇〇。受人、湧
水町恒次 〇〇〇〇。労力総数1。申請事由は新規就農 贈与です。議案
第492号。権利、所有権移転。土地の所在、中津川字坂口〇〇 地目は畑
農振内 面積は〇〇㎡です。渡人、湧水町中津川 〇〇〇〇。受人、鹿児
島市中山町 〇〇〇〇。労力総数1。申請事由は親子間の受贈です。議案
第493号。権利、所有権移転。土地の所在、般若寺字山下川原〇〇 地目
は畑 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人、湧水町般若寺 〇〇〇〇。受人、
霧島市隼人町 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数1。申
請事由は規模拡大 売買価格は〇〇万円です。議案第494号。権利、所有
権移転。土地の所在、川西字走馬〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡
です。渡人、湧水町川西 〇〇〇〇。受人、湧水町川西 〇〇〇〇。労力
総数1。申請事由は新規就農 売買価格は〇〇万円です。議案第495号。
権利、所有権移転。土地の所在、川西字四ツ枝〇〇 地目は田 農振外 面
積は〇〇㎡ 他1筆 計2筆 合計面積は〇〇㎡です。渡人、宮崎県延岡
市 〇〇〇〇。受人、湧水町川西 〇〇〇〇。労力総数1。申請事由は新
規就農 売買価格は全部で〇〇万円です。議案第496号。権利、所有権移
転。土地の所在、川西字四ツ枝〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇㎡で
す。渡人、鹿児島市花野光ヶ丘 〇〇〇〇。受人、湧水町川西 〇〇〇〇。
労力総数1。申請事由は新規就農 売買価格は10アール当たり〇〇万円
です。議案第497号。権利、所有権移転。土地の所在、川西字四ツ枝〇〇 地
目は田 農振外 面積は〇〇㎡です。渡人、湧水町川西 〇〇〇〇。受人、
湧水町川西 〇〇〇〇。労力総数3。申請事由は新規就農 売買価格は全
部で〇〇万円です。議案第498号。権利、所有権移転。土地の所在、鶴丸
字下新田〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡ 他4筆 計5筆 合計
面積は〇〇㎡です。渡人、湧水町鶴丸 〇〇〇〇。受人、湧水町鶴丸 〇
〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数1。申請事由は規模拡大
売買価格は全部で〇〇万円です。議案第499号。権利、所有権移転。土地
の所在、鶴丸字古田〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人、
湧水町鶴丸 〇〇〇〇。受人、湧水町鶴丸 〇〇〇〇。受人の経営面積は
〇〇㎡です。労力総数1。申請事由は規模拡大 売買価格は〇〇万円です。
議案第500号。権利、賃借権設定。土地の所在、鶴丸字下新田〇〇 地目

は田 農振内 面積は〇〇㎡です。貸人、湧水町鶴丸 〇〇〇〇。借人、湧水町鶴丸 〇〇〇〇。借人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 1。申請事由は規模拡大 賃借期間は 10 年で、賃借料は粍〇俵です。議案第 501 号。権利、賃借権設定。土地の所在、鶴丸字下新田〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡ 外 4 筆 計 5 筆 合計面積〇〇㎡です。貸人、湧水町鶴丸 〇〇〇〇。借人、湧水町鶴丸 〇〇〇〇。借人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 1。申請事由は規模拡大 賃借期間は 10 年で、賃借料は全部で粍〇俵です。議案第 502 号。権利、賃借権設定。土地の所在、鶴丸字下新田〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。貸人、湧水町鶴丸 〇〇〇〇。借人、湧水町鶴丸 〇〇〇〇。借人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 1。申請事由は規模拡大 賃借期間は 10 年で、賃借料は 10 アール当たり〇〇万円です。議案第 503 号。権利、賃借権設定。土地の所在、鶴丸字下新田〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。貸人、湧水町鶴丸 〇〇〇〇。借人、湧水町鶴丸 〇〇〇〇。借人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 1。申請事由は規模拡大 賃借期間は 10 年で、賃借料は土地改良区の賦課金の払いです。議案第 504 号。権利、賃借権設定。土地の所在、中津川字井穴口〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。貸人、湧水町中津川 〇〇〇〇。借人、湧水町鶴丸 〇〇〇〇。借人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 1。申請事由は規模拡大 賃借期間は 10 年で、賃借料は粍〇俵です。以上です。

- | | | |
|----|---|---|
| 議 | 長 | 農地法第 3 条の許可区分は、湧水町農業委員会です。 |
| 議 | 長 | 順を追って審議します。はじめに、議案第 491 号を審議します。議案第 491 号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。 |
| 14 | 番 | 14 番山口が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 491 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 8 ページから 10 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。 |
| 議 | 長 | ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり) |
| 議 | 長 | ご質問ご意見等なければ、議案第 491 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり) |

- 議 長 異議なしと認めます。議案第 491 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 492 号を審議します。議案第 492 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 12 番 12 番興邊が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 492 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 11 ページから 13 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項につきましては、膝丈ぐらいの藪になっていて、立会人が行政書士だったのですが、家族間の贈与ということでしたが、管理をしっかりとするようにと指導をしたところでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 492 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 492 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 493 号を審議します。議案第 493 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 12 番 12 番興邊が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 493 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 11 ページ、14 ページから 15 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、以前、土建業の仮資材置場として砂利を使ったりとかしていて、それが少しだけ表土に残っておりまして、果樹園または甘藷を栽培したいとのことでしたが、現状のままでは畑としての利用は見込めないとのことで、表土を入れて畑として利用するように指導をしました。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 493 号は調査委員の報告は許可相当とい

うことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 493 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 494 号を審議します。議案第 494 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

12 番 12 番興邊が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 494 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 11 ページ、16 ページから 17 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 494 号は調査委員の報告は許可相当ということです。ただし、合意解約は行われていますが、土地の引き渡し日が 7 月 31 日となっていることから保留とし、8 月 1 日以降にその許可を会長に一任することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 494 号につきまして保留とし、土地の引き渡し日を経過した 8 月 1 日以降に、その許可を会長に一任することに決定しました。

議 長 次に、議案第 495 号を審議します。議案第 495 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

6 番 6 番前田が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 495 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 11 ページ、18 ページから 19 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 495 号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 495 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 496 号を審議します。議案第 496 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

6 番 6 番前田が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 496 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 11 ページ、20 ページから 21 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 496 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 496 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 497 号を審議します。議案第 497 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

6 番 6 番前田が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 497 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 11 ページ、22 ページから 23 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 497 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 497 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 498 号を審議します。議案第 498 号につきましても、現地調

査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

14 番 14 番山口が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 498 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 11 ページ、24 ページから 27 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 498 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 498 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 499 号を審議します。議案第 499 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

14 番 14 番山口が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 499 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 11 ページ、28 ページから 29 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 499 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 499 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、農地法第 3 条の賃借権設定に係る議案第 500 号から議案第 504 号を一括審議します。議案第 500 号から議案第 504 号につきまして、事務局より報告をお願いします。

事 務 局 農地法第 3 条の賃借権設定に係る議案第 500 号から議案第 504 号の報告を

いたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 30 ページから 41 ページをご参照ください。全ての申請地は、令和 7 年度現地調査結果において、適正に肥培管理されている農地と判断されております。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の事務局の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 500 号から議案第 504 号につきましては、事務局の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 500 号から議案第 504 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 以上で、農地法第 3 条の規定による許可申請について を終わります。

- 議 長 日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。
議案第505号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 12 ページです。日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について。
議案第505号。土地の所在、鶴丸字宮脇〇〇。地目は畑、現況地目は宅地、
農振外 面積は〇〇㎡です。農地区分は第3種で地域計画外です。申請人、
湧水町鶴丸 〇〇〇〇。形態・用途は農家住宅への転用です。申請事由は、
平成6年8月に農地法の許可を得ず自宅を建築したので許可を得たいため
です。添付資料は位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書、始末書等
がありました。また、議案参考資料の44ページをご覧ください。今回、隣
接する畑の〇〇を通して住宅と道路への出入りをするため、〇〇の所有者
である〇〇〇〇へ通行料の支払いがありました。以上です。
- 議 長 農地法第4条の許可区分は、湧水町農業委員会です。
- 議 長 議案第505号を審議します。議案第505号につきましては、現地調査が行
われているので、調査委員の報告をお願いします。
- 13 番 13番上水流が報告します。農地法第4条に係る議案第505号の現地調査の
報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書
一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と
議案参考資料の42ページから47ページをご参照ください。周囲の状況は、
北は畑、東は宅地、南は畑、西は畑です。一般基準の他法令関係について
は、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にあり
ません。添付書類は、位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書、始末
書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許
可基準に照らし、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用する
ことによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当
と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第505号は、調査委員の報告は許可相当と
いうことです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第505号につきましては、許可相当と認め許可
することに決定しました。
- 議 長 以上で、農地法第4条の規定による許可申請について を終わります。

- 議長 次に、日程第4 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。議案第506号から議案第507号までの2議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 13 ページです。日程第4 農地法第5条の規定による許可申請について。議案第506号。権利、所有権移転。土地の所在、川西字四ツ枝〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇㎡です。農地区分は第3種で地域計画外です。渡人、鹿児島市花野光ヶ丘 〇〇〇〇。受人、湧水町川西 〇〇〇〇。形態は転用で、用途施設は待避所です。設置面積は〇〇㎡に待避所を設置するものです。申請事由は、町道より県道へ大型車両の出入りの際、申請地の場所が曲がりづらい為、申請地にL型擁壁を設置し盛土を行い、表面をコンクリート及び碎石で覆うためです。添付書類として位置図・配置図・事業計画書・被害防除計画書及び誓約書、始末書等がありました。売買価格は〇〇円で10アール当たり〇〇万円です。議案第507号。権利、所有権移転。土地の所在、川西字四ツ枝〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇㎡です。農地区分は第3種で地域計画内です。渡人、湧水町川西 〇〇〇〇。受人、湧水町川西 〇〇〇〇。形態は転用で、用途施設は一般住宅です。設置面積は〇〇㎡に一般住宅〇〇㎡を設置するものです。申請事由は、現住居が借家であり、定住の安定化と住環境の改善を図るため、住宅を新築するためです。添付書類として位置図・配置図・被害防除計画書及び誓約書等がありました。売買価格は〇〇万円です。以上です。
- 議長 農地法第5条の許可区分は、湧水町農業委員会です。
- 議長 順を追って審議します。はじめに議案第506号を審議します。議案第506号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 12 番 12番興邊が報告します。農地法第5条に係る議案第506号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の48ページから52ページをご参照ください。周囲の状況は、北は道路、東は田、南は宅地、西は道路です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、配置図、事業計画書、被害防除計画書及び誓約書、始末書、土地使用貸借契約書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。
- 議長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 506 号は、調査委員の報告は許可相当と
いうことです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 506 号につきましては、許可相当と認め許可
することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 507 号を審議します。議案第 507 号につきましても、現地調
査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 12 番 12 番興邊が報告します。農地法第 5 条に係る議案第 507 号の現地調査の報
告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参
考資料の 48 ページ、53 ページから 56 ページをご参照ください。周囲の状
況は、北は道路、東は宅地、南は畑、西は畑です。一般基準の他法令関係
については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、
特にありません。添付書類は、位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約
書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許
可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、
また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はな
いので転用適当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 507 号は、調査委員の報告は許可相当と
いうことです。ただし、地域計画内の農地のため保留とし、地域計画除外
決定後に、その許可を会長に一任することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 507 号につきましては保留とし、地域計画除
外決定後に、その許可を会長に一任することに決定しました。
- 議 長 以上で、農地法第 5 条の規定による許可申請について を終わります。

- 議 長 次に、日程第5 非農地証明願の申請審議についてを議題とします。議案第508号から議案第509号までの2議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 14 ページです。日程第5 非農地証明願の申請審議について。議案第508号。願出人、鹿児島市花野光ヶ丘 〇〇〇〇。土地の所在、川西字四ツ枝 〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、平成17年頃から耕作放棄され木々等が繁っている。また土地への進入路が確保できないため。非農地判定基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条の第2号、第3号、第4号です。議案第509号。願出人、大阪府四条畷市 〇〇〇〇。土地の所在、稲葉崎字宇都迫〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外2筆 計3筆 合計面積〇〇㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、平成25年頃から放棄状態となり原野化した。非農地判定基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条の第3号、第10号です。以上です。
- 議 長 はじめに、議案第508号を審議します。議案第508号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 6 番 6番前田が報告します。非農地証明願いに係る議案第508号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の57ページから60ページをご参照ください。調査意見は、申請地は、平成17年頃から、耕作放棄され木々等が繁っており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第3号、第4号に該当することを確認したため、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第508号は、調査委員の報告は非農地判定相当ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第508号につきましては、非農地と認め、非農地証明を発行することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第509号を審議します。議案第509号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。
- 13 番 13番上水流が報告します。非農地証明願いに係る議案第509号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報

告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 61 ページから 64 ページをご参照ください。調査意見は、申請地は、平成 25 年から耕作放棄され原野化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第 3 号、第 10 号に該当することを確認したため、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
 (なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 509 号は、調査委員の報告は非農地判定相当ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議
 ございませんか。
 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 509 号につきましては、非農地と認め非農地
 証明を発行することに決定しました。

議 長 以上で、非農地証明願の申請審議についてを終わります。

- 議 長 次に、日程第6 地域計画の変更に対する意見決定についてを議題とします。町長から意見を求められています。議案第510号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 15 ページです。日程第6 域計画の変更に対する意見決定について。議案第510号です。今回の地域計画の変更は、長谷地区と上川西地区です。長谷地区については、資材置場への転用が計画されているものが1件で1筆あり、面積は〇〇㎡です。上川西地区については、一般住宅への転用を目的とするものが1件で1筆あり、面積は〇〇㎡です。次に議案参考資料の65 ページから 68 ページをご覧くださいと思います。湧水町の地域計画は、区域内の農用地等の面積設定の最小単位が1ヘクタールで設定されております。表の中で、番号7の長谷地区については、計画の変更はあったものの、地域計画における面積の変更はありませんでした。また、番号13の上川西地区については、計画の変更はあったものの、地域計画における面積の変更はありませんでした。町全体でも、地域計画における面積の変更はありませんでした。現地調査につきましては、上川西地区は農地転用申請と同時に確認済みです。以上です。
- 議 長 それでは、議案第510号を審議します。長谷地区の資材置場につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。
- 13 番 13番上水流が報告します。地域計画の変更に係る議案第510号、整理番号1号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の67 ページから 68 ページをご参照ください。申し出の内容は、資材置場への転用による地域計画の変更の申し出です。調査は農振法に基づき、除外に係る6要件を満たしていることを確認しました。周囲の状況は、北は畑、東は道路、南は原野、西は山林です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。調査意見は、地域計画の変更は、やむを得ないと思われます。以上報告します。
- 議 長 ただいまの調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 上川西地区の現地調査はどうなっていますか。
- 事 務 局 上川西地区の計画につきましては、5条の農地転用申請と同時に確認済みです。上川西地区につきましては、元地番の〇〇が面積〇〇㎡で登録がされておりました。今回、議案番号507号の一般住宅の計画にあたって、〇〇㎡を〇〇の〇〇㎡と〇〇で〇〇㎡に分筆登記をされました。産業振興課に確認したところ、地域計画については1筆ずつの管理となっているため、

今回の地域計画の変更は、分筆前の元地番の〇〇で面積〇〇㎡が変更となるとのことでした。同時に確認をしております。

議 長 他に、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 510 号は、事務局及び調査委員の報告は、地域計画の変更について 変更 やむを得ないということです。地域計画の変更について 変更 やむを得ないと認め、町長に回答することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 510 号につきましては、地域計画の変更について 変更 やむを得ないと認め、町長に回答することに決定しました。

議 長 以上で、地域計画の変更に対する意見決定について を終わります。

議 長 次に、その他農政一般事項について、皆様方から何かございませんか。
(なしの声あり)

議 長 なければ、その他農政一般事項について を終わります。

議 長 以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、
第 37 回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前 10 時 29 分

議 長 _____

1 3 番 _____

1 4 番 _____